

事務連絡  
令和4年9月9日

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会

**東京都国民健康保険団体連合会からのお知らせ  
増減点・返戻通知書に係る増減点事由について(周知依頼)**

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、今般、東京都国民健康保険団体連合会(国保連合会)より標記に関する周知依頼がありました。

保険薬局が国保連合会に請求する「療養の給付に関する費用」に関しましては、従来、国保連合会での審査後に請求点数に変更が生じた際には、「増減点・返戻通知書」に、「D(告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの)」とのみ記載され、請求元の保険薬局に通知されておりましたが、今後(令和4年9月審査分から)は、審査結果の理由に応じた区分ごとの事由記号を用いて通知することとなったとのことです(添付資料参照)。

つきましては、今後、国保連合会からの返戻通知は、詳細な理由表記(概ね添付資料のABC又はD)となりますことを地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。なお、当該通知は、国保連合会のみ限定されておりますことを申し添えます。

問合せ先:

東京都国民健康保険団体連合会

審査第1部審査課医科係

電話 03-6238-0259(直通)

保険薬局 各位

東京都国民健康保険団体連合会

増減点・返戻通知書に係る増減点事由について

平素、本会の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険薬局が請求する「療養の給付に関する費用」につきまして、調剤報酬明細書(レセプト)を審査した結果、請求点数に異動が生じた場合、事由や増減点数等を「増減点・返戻通知書」によりお知らせしておりますが、その事由は、主に事由記号を「D」と記載してきました。

増減点事由は、下記記載のとおりAからKに区分けされ、審査結果の内容に応じた事由記号を使用することとなります。

つきましては、令和4年9月審査分から審査結果の内容に応じた事由記号を付しますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、下記の増減点事由一覧は、「増減点・返戻通知書」の下段にその内容を記載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

記

【増減点事由一覧】

A	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
F	固定点数誤り
G	計算誤り
H	縦計誤り
K	その他

※事由の内容について一部を抜粋して載せております

【お問合せ先】  
・審査第1部審査課医科係  
Tel: 03-6238-0259